

給油取扱所における給油に関するお知らせ

◇「自動車等」への給油



給油取扱所では「自動車等」の燃料タンクへの直接給油が認められていますが、「自動車等」の範囲が明確化されました。



見直し

水上バイク、除雪機、可搬形発電機設備、農機具類等は「自動車等」に含まれることとなり、

これらの燃料タンクへの直接給油が可能とされました。

セルフの給油取扱所については、従業員による給油であれば直接給油可能です。

※車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された「自動車等」への給油も含む。

◇水上バイク等の搬送



見直し

燃料タンクに危険物を収納した「自動車等」をトラック等の車両の

荷台に積載し、又は車両により牽引して搬送する行為は「危険物の運搬に該当しない。」

こととされました。

～お問い合わせ先～

石狩北部地区消防事務組合消防本部 予防課

TEL：0133-74-5379

